

公 告

次のとおり総合評価条件付一般競争入札に付するので、公告する。

平成29年2月21日

地方独立行政法人徳島県鳴門病院
理事長 犬 伏 秀 之

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

徳島県鳴門病院（健康管理センター含む）内の清掃業務等委託

(2) 委託業務の仕様等

別添仕様書等による

(3) 履行期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

（日常業務開始は、平成29年4月1日から実施すること。）

(4) 履行場所

徳島県鳴門病院（健康管理センター含む）

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

2 入札の目的

院内清掃は、建物の保全是もとより、患者様の医療環境の向上に寄与するものであり、また院内感染防止の観点から落札者の選定にあたっては価格のみでなく、技術力や入札参加希望者の企業姿勢・職員教育・実績等を総合的に評価する必要があるため、総合評価条件付一般競争入札とする。

3 入札参加資格

本入札に参加できる者は次のとおりとする。

(1) 次のアからオの全ての条件を満たす者。

ア 徳島県の「物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格者名簿」に営業種目の第1順位が「清掃・設備の保守」で搭載されている者。

イ 徳島県の「物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格者名簿」において、営業品目に「建物清掃」がある者。

ウ 徳島県内に本店を有する者。

エ 徳島県の「物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格者名簿」において、設計金額に対応する等級格付がされた者。

オ 清掃作業監督者の資格を有する従業員を雇用している者。

(2) (1)に関わらず、本院において、業務委託年度の前年度に契約履行している者。

(3) 徳島県鳴門病院会計規程実施規程第8条の規定に該当しない者。

(4) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15で定める基準に適合する者。

- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に定める「建築物における清掃を行う事業」の登録のある者。
- (6) 本院と同規模程度の徳島県内の病院において、清掃業務の実績を有する者。
- (7) 徳島県暴力団排除条例第6条に規定する排除の対象となっていない者。

4 入札参加手続等について

- (1) 入札に参加を希望する者は、下記(2)により書類の配布を受け、(3)に掲げる書類を以下の方法により提出し、本院の確認を受けなければならない。なお、提出期限までに関係書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することが出来ない。
- (2) 入札参加申請書類、仕様書等の配布
 - ア 配布期間
平成29年2月21日（火）から平成29年2月27日（月）（土日・祝日を除く。）
下記イの場所で午前9時から午後5時まで随時交付する。
 - イ 配布場所
所在地 徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番
徳島県鳴門病院 3階事務局 総務課
- (3) 申込書類
入札参加資格確認申請書（様式第1号）及び入札参加資格確認申請書に定めのある添付書類並びに必要な応じ委任状（様式第5号）
- (4) 提出期限
平成29年3月3日（金）午後5時までに提出すること。
- (5) 提出方法
3階事務局総務課へ持参
- (6) 確認結果
入札参加資格の確認の結果は、平成29年3月6日（月）までに申込者へ通知する。
なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

5 入札に係る質問と回答

- (1) 受付期間
平成29年2月21日（火）から平成29年2月28日（火）までの土日を除く、午前9時から午後5時までとし、書面（様式は自由）によりメール（m_doi@naruto-hsp.jp）により提出するものとする。
- (2) 回答
質問に対する回答は、平成29年3月2日（木）までに参加者全員にメールにて通知する。なお、口頭による質問・照会は受け付けない。

6 現場説明

施設見学を希望する者は平成29年2月27日（月）午後5時までに申し込むこと。
なお、見学は日程調整の上、実施する。

7 入札執行の日時及び提出書類等

- (1) 入札期間

平成29年2月28日（火）から平成29年3月8日（水）までの土日を除く、午前9時から午後5時まで
ただし、平成29年3月8日（水）は開札日時まで

(2) 提出場所

所在地 徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番
徳島県鳴門病院 3階事務局 総務課

(3) 提出方法

3階事務局総務課へ持参

(4) 開札日時

平成29年3月8日（水）午後1時30分

(5) 開札場所

徳島県鳴門病院 3階会議室

(6) 提出書類

ア 入札書（様式第4号）

イ 評価基準の提出書類欄に記載のある書類

※入札書の金額欄には、履行期間の総額の36か月均等払いの月額を記載すること。
（消費税及び地方消費税を除く。）

※落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので入札参加者は見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 業務別明細書の提出

①入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務明細書（様式第7号）の提出を求める。

②業務明細書は参考資料として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(7) 入札保証金及び契約保証金

免除

8 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。

①入札参加者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。

②入札参加者が他人の代理人をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。

③入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。

④入札に関し談合等の不正行為があったとき。

⑤入札書に記名押印がないとき。

⑥入札書の記載事項の確認ができないとき。

⑦入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。

⑧その他契約責任者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

9 落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、本業務にとって最適な事業者を選定するため、次の落札者決定基準による総合評価方式を採用する。

(1) 評価に当たっては、300点の範囲内で配点を行い、総得点の最も高い入札者を落札者とする。

(2) 評価を価格評価、技術的評価及び社会的評価に区分し、それぞれ150点、130点、20点とする。

本基準の詳細は入札説明書による。

1 0 落札結果

落札審査結果は、平成29年3月17日（金）までにすべての入札参加者へ文書で通知する。

1 1 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 受託者は、厚生省健康政策局指導課長通知（平成5年2月15日指第14号）「病院診療所等の業務委託について」（平成20年8月29日の改正に伴う通知を含む）を遵守すること。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報、その他病院の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 入札書類の内容について、当該契約の選定以外に無断で使用することはしない。
- (5) 提出された書類等は、その理由の如何にかかわらず、変更又は取消を行うことは出来ない。
- (6) 入札に伴って提出された書類は、返却しない。
- (7) 虚偽の記載をした入札関係書類は、無効とする。
- (8) 入札書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (9) 入札書類の提出後、追加資料の提出またはプレゼンテーションを依頼することがある。
- (10) 上記4及び7での提出書類における個人情報は、入札参加資格の審査のために使用し、本人の承諾なしに第三者に提供することはない。